

USE | 会員規約

本会員規約(以下「本規約」という)は、株式会社エフ・エフ・ビー(以下「事業者」という)が運営する「レボラボベース(Revo Labo base)」(以下「本施設」という)を、本規約第3条に定めた会員(以下「会員」という)が利用する場合に適用するものとします。

第1条 本施設の所在地

本施設の所在地は以下の通りとします。

福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッションビル6階

第2条 規約の遵守

会員は、本施設の利用にあたって、本規約、別に定めた「USE | 利用規定」、ガイドライン、ポリシー等に従い、本施設を利用するものとします。

第3条 会員資格・会員種別

1. 会員とは、事業者が入会を許可し、第4条に定める所定の手続き完了した個人をいいます。ただし、次の各号に該当する方の入会はできないものとします。

- ① 満15歳未満の方
- ② 満15歳以上18歳未満の方で、親権者同意書をご提出いただけない方。
- ③ 暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力および反社会的勢力に関係のある方。
- ④ その他、事業者が会員として不適当と判断した方。

2. 本施設における会員の種別ならびに契約の期間は以下の通りとします。

| 会員種別 | 契約の期間 |
|--------|---------------|
| スポット会員 | 50分・110分・170分 |
| 日額会員 | 営業時間内の終日利用 |

第4条 入会手続き

入会手続きは、本施設所定の会員登録書、その他の必要書類を提出し「USE | 料金規定」に定められた会員登録料金を支払うことで完了します。

第5条 提供サービス

会員が本施設において利用できるサービス(以下「提供サービス」)は以下の通りとします。提供サービスの利用については、別に定める「USE | 利用規定」に沿ってご利用いただくものとします。また、有料で提供されるサービスについては「USE | 料金規定」で定める料金を支払った上で利用できるものとします。

1. 本施設の利用
2. 本施設に設置した機器の利用
3. 機器を使用するための基礎トレーニングの受講
4. 資材、道具等の購入
5. 資材、道具、製作途中の作品等の保管
6. その他、本施設が提供するサービスの利用

第6条 利用料金・支払い条件

1. 会員は、事業者が「USE | 料金規定」で定めた会員種別に応じた料金を支払うものとします。
2. 有料の提供サービス利用料金は、利用後その都度支払うものとします。

3. 事業者は、既収の会費ならびに利用料金について、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。
4. 事業者は、所定の方法による一定の予告期間をおいた場合には、会員の承諾を得ることなく、会費、利用料金ならびに支払い方法を変更することができるものとします。

第7条 会員資格の譲渡禁止

会員は、その会員資格を他に譲渡すること、または担保に供することはできません。

第8条 変更届

会員は、メールアドレス、住所、氏名、電話番号等の会員情報に変更が生じた場合、速やかに事業者へ届け出るものとします。

第9条 会員資格の一時停止・抹消

事業者は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要することなく会員資格の一時停止または抹消を行うことができるものとし、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないものとします。

1. 利用料金等の支払いを怠った場合。
2. 本施設の名誉信用を損なうなど、施設の秩序を乱した場合。
3. 本施設の機器、資材、付帯設備等を故意に損壊した場合。
4. メールアドレスや電話番号が失効するなど、連絡が取れなくなった場合。
5. 事業者または第三者の知的財産権を侵害するなど違法行為を行った場合。
6. 本規約および細則その他事業者が別途定めた事項に違反した場合。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
9. その他、事業者が社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めるとき。

第10条 防犯・防災

1. 危険物の持込は固くお断りいたします。
2. 窓の開閉は危険ですので係員の指示に従ってください。
3. 避難施設・消火器・火災報知器の位置と使用方法を事前に確認してください
4. 施設使用後に必ず火元、電源の安全を確認してください。
5. ビル内は全面禁煙です。喫煙は指定場所（東側出入口外）で行って下さい。
6. 使用以外の場所へは立ち入らないでください。使用以外の場所で発見された場合は理由を問わず管理上不審者として館外撤去を求められることがあります。また同行為が再三発生する場合、利用規定により使用の中止もしくは使用の取消をさせていただくことがあります。
7. 本施設内で異常事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、応急処置をとると共に直ちに受付にご連絡をお願いします。
8. 共用部・通路等については、防犯・防災管理上 商品・什器・梱包物等は置けません。

第11条 利用時間・休館日

1. 本施設の利用時間は、午前11時～午後19時とします。なお、本施設の都合により営業時間を変更する場合があります。この場合、営業時間の変更による補償は行いません。
2. 本施設の休館日は木曜日です。また、休館日のほか、諸設備の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。休業に関してのお知らせは原則として7日前までにホームページへの掲載、館内掲示等の方法で周知します。ただし、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ周知することなく、一部または全部の施設を休業することができるものとします。この場合、休業による補償は行いません。
3. 本施設は、会員ではない一般の方を対象としたワークショップ、イベント等を開催します。これらのワーク

シヨップ、イベント等を実施する場合、会員は本施設・設置機材の一部または全部を利用できないことがあ

ります。この場合、会員に対する補償は行いません。

第12条 施設の閉鎖・変更

本施設は、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。この場合、会員に対する補償は行いません。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第13条 責任

会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設、機器、資材、付帯設備、什器、備品等を破損または紛失した場合、当該破損の修復および本施設に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。また、他の会員、第三者に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第14条 廃棄物の取り扱い

1. 製作の過程で発生する廃棄物については、原則として持ち帰る等の方法で会員自身が廃棄するものとします。
2. 会員が本施設での廃棄を希望し、その廃棄物の処理に費用が必要な場合、廃棄にかかる実費は会員が負担するものとします。
3. 飲食でのごみ、制作過程において発生する少量の資材等は本施設において指定する分別方法に沿って廃棄するものとします。

第15条 免責事項

1. 事業者は、施設内での怪我や事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失、その他施設の利用により発生した会員の損害に関し、事業者の故意又は重過失によるものを除き一切の責任を負わないものとします。また事業者の故意又は重過失による場合であっても、利用に関する逸失利益その他の拡大損害については損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 会員は、他の会員または第三者との間において紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担をもって処理解決するものとし、事業者は何らの迷惑損害をかけないものとします。
3. 事業者は、会員に対する通知については、会員から届出のあったメールアドレス等の会員情報に基づいて行うものとし、会員が第9条の届出を怠ったことによって生じる不利益について、事業者は一切の責任を負わないものとします。

第16条 個人情報の取扱い

事業者は、本会員契約下で受領した会員の個人情報を、別途定める「個人情報保護ポリシー」に従って扱います。

第17条 表明保証

1. 事業者は、現在および将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
2. 事業者は、会員が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知催告を要することなく会員資格を抹消することができるものとします。
 - 1) 会員が、反社会的勢力であることが判明したとき。
 - 2) 自らまたは第三者を利用して、事業者または受託者に対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、または

威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき。

3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本施設への入会および利用をしたとき。

3. 会員は、前項により会員資格が抹消された場合、事業者が被った損害を賠償する責を負うものとします。

第18条 運営の廃止

事業者は、経営上本施設の運営の継続が困難と判断したとき、本施設の運営を廃止することができます。運営廃止に伴い会員に不利益が生じた場合においても、事業者はその責任を一切負わないものとします。

第19条 規約の変更

1. 事業者は、ホームページ掲載、館内掲示等、所定の方法による一定の予告期間をおいた場合には、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

2. 変更後の規約は、事業者が別途指定する場合を除いて、予告期間が満了した時点より効力が発生するものとします。

3. 本規約の変更に伴い、会員に不利益が生じた場合においても、事業者はその責任を一切負わないものとします。

第20条 管轄裁判所

会員と事業者との間において訴訟の必要が生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 準拠法

本規約ならびにこれに付随する各規定等に関する準拠法は、日本法とします。

2021年 7月